〇総務省告示第三百五十三号

項 \mathcal{O} 地 規 方 定 公 に 務 基 員 づ 災 き、 害 補 昭 償 和 法 兀 施 + = 行 令 年 昭昭 自 治 和 省 兀 告示 + = 第 年 百 政 五. 令第二百七十四 + 号 地 方 公 務 号) 員 災 第 害 補 条 償 第 法 に 項 お 第二号 け る 常 及 勤 び 職 第二 員 に

令和四年九月三十日

潍

ず

る

非

常

勤

職

員

 \mathcal{O}

範

开

等

に

0

**\

て

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

うに

改

正

す

る。

総務大臣 寺田 稔

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 0) 傍 線 を付 L た 部 分をこれ 12 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう ĺZ 改 \Diamond る。

改正後	改正前
総務大臣が定めることとされている事項こついて欠のとおり。昭和四十二年政令第二百七十四号)第一条第一項第二号及び第二	一頁及び第二頁近びこ地方公務員災害補賞法施行規則員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四日
定める。 二項並びに第三条の規定に基づき、総務大臣が定めることとされている事項について次のとおり	り定める。 七号)第二条第三項の規定に基づき、総務大臣が定めることとされている事項について次のとお七号)第二条第三項の規定に基づき、総務大臣が定めることとされている事項について次のとおに第十条第一項及び第二項並びに地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十
地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について	地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について
一 常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲	一 常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲
∵ 地方公務員災害補償法施行令(以下「令」という。)第一条第一項第二号に規定する常	∵ 地方公務員災害補償法施行令(以下「令」という。)第一条第一項第二号に規定する常
時勤務に服することを要しない地方公務員で、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律	時勤務に服することを要しない地方公務員で、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律
第百二十一号。以下「法」という。)第二条第一項第一号の規定により同項の職員に含ま	第百二十一号。以下「法」という。)第二条第一項第一号の規定により同項の職員に含ま
れるものは、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服す	れるものは、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服す
ることを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令(地方	ることを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日 (法
独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政	令(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方
n 項の規定に基づく規程)の規定によりは	独立行政法人の職員にあつては、同法第五十二条に規定する規程)の規定により休暇を与
二十二年長世寛六十二号)寛四長の二寛一頁の見臣ニ張づ、帰刑で臣りる日(也万忠左庁与えられた日及ひこれに準する日を含む。)が十八日(一月間の日数(地方自治法(昭和	上者で、その母とるこ 至の下目以後目を売ぎ自亥助券寺引により助券庁ろににと要けるにえられた日及ひこれに準する日を含む。) 以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至っ
定する地方独立行政法人にあっては、地方独立行政	ととされているものとする。
る当該地方独立行政法人の休日)の日数は、算入しない。)が二十日に満たない日数の場	
っては、十八日から二十日と当該日	
た者で、その超えるこ <u>至った</u> 日以後引き続き当該勤務時間こより勤務することを要するこ号において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至っ	
ととされているものとする。	
□ 令第一条第二項に規定する総務大臣が定める者は、雇用関係が事実上継続していると認	□ 令第一条第二項に規定する総務大臣が定める者は、雇用関係が事実上継続していると認
	められる場合において、法第二条第一項第二号に規定する常時勤務することを要する者に
一份	一一
至った者で、その超えるこ至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要すびこれに準ずる日を含む。)が職員みなし日数以上ある月が引き続いて十二月を超えるに	で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとれた日及びこれに準ずる日を含む。)以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至った者
ることとされているものとする。	されているものとする。
[二 略]	
備考 表中の [] の記載は注記である。	

ک \mathcal{O} 附 告示 則

2 1 改 正 後 \mathcal{O} は、 第 号 令 \mathcal{O} 和 匹 規 年十月 定 は、 は、 ___ 日 \mathcal{O} 従前 か 告 5 示 施 \mathcal{O} 行 施 ける。 行 による。 \mathcal{O} 日 以

後 \mathcal{O} 勤

続期

間 0

計算に

つい

て適用

し、

同 日 前 \mathcal{O}

当 該

期間

 \bigcirc

計

算

に 9

7

て

な

お

 \mathcal{O}

例